

藤 広 第 78 号

平成23年11月 4日

藤 枝 商 工 会 議 所  
会 頭 小 林 正 敏 様

藤枝市長 北 村 正 平

## 藤枝市行政施策に対する要望についての回答

日ごろから、藤枝市政に格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご提出いただきました要望書につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

### 記

#### 1. インフラ整備

##### (1) (仮称)大井川藤枝スマートインターチェンジの早期実現と活用促進

(仮称)大井川藤枝スマートインターチェンジについては、高速道路工事開始公告が4月27日にあり、ネクスコ中日本と焼津市が、本年度、現地測量と各種調査、道路詳細設計などを実施する予定になっています。本市も、焼津市と連携・協力し、積極的に事業の推進を図っています。

活用促進に向けては、焼津市と「二市(仮称)大井川藤枝スマート IC 周辺土地利用検討会」を設置しました。広域的な観点での情報交換や規制解除などの研究を行うとともに、共通の土地利用方針の策定なども検討します。

## **(2)「南北交通の渋滞緩和のための志太中央幹線の整備促進」**

志太中央幹線は、志太地域の交通ネットワークを構築する上で必要不可欠な幹線道路であるとともに、富士山静岡空港への大変重要なアクセス道路です。このうち大東町地区は、焼津市境から主要地方道藤枝大井川線までの全長875メートルの区間を平成14年度に工事着手し、本年度11月1日に開通いたしました。

本町地区は、窓口である左車地区問題対策委員会と協議を進めるなかで、説明会を開催し、本年度は用地測量と建物調査を実施します。今後も、地区のみなさんのご理解をいただきながら、早期に工事着工できるように努めます。

残りの区間についても、事業主体や事業手法を含め、引き続き静岡県や焼津市と連携し、事業化に向け、努力していきます。

## **2. 産業振興**

### **(1) 東日本大震災に係る県制度融資（緊急経済対策枠等）利用者への利子補給制度の創設**

本市では、7月末現在、東日本大震災復興緊急保証制度の認定を74社に対して行いました。このうち、保証協会の承諾を受け、貸付に至った企業は66社。貸付金額は17億1,150万円、1社平均約2,600万円となります。

市が認定し保証協会の承諾を得ることにより、従来の一般保証とは別枠で、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円が借入可能となり、保証料率も0.8%以下に設定されております。低い保証料率で多くの資金の借入が可能となりました。

厳しい財政状況ではありますが、利子補給制度の設立については、他の県融資制度も含めて検証し、引き続き、検討を図ってまいります。

### **(2) 自家発電設備導入事業費補助金の創設**

自家発電設備の導入に関しては、国や県に対して補助制度の適用範囲の拡大を要望するとともに、本市独自の対応についても、各事業所の状況や要望

を把握する中で、検討していきたいと考えています。しかし、当面は、自家発電機の設置に対する県の融資制度の周知を図っていきます。

### **(3) 放射能汚染の風評被害の払拭**

風評被害の払拭は、藤枝市単独で行うより、近隣市町や県と協調して行うのが良策であると考えます。県では農畜水産物の放射性物質検査計画に基づき、茶や米などの主要品目検査を随時実施しています。9月末時点では、茶、玄米、麦、サツマイモ、ワサビ、ナシ、原乳、牛肉、豚肉、鶏卵、アユ、ニジマスなどの安全性が確認されています。この結果については、県ホームページにも掲載され、報道機関にも情報提供がなされています。

市でも、安全性が確認された農産物については、市ホームページなどでお知らせするとともに、農産物のPRイベントなど、あらゆる機会を通じて、その安全性を積極的に宣伝し、風評被害の払拭に努めます。

### **(4) 中小企業者が取得する産業財産権（特許・実用新案権・意匠権・商標権）への支援**

特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの、いわゆる産業財産権を取得することは、中小企業者にとって、開発した新技術や新製品を保護したり、今後の研究開発を奨励したりする上で、有効な手段の一つであると考えます。その取得支援については、今後、近隣他市町の状況などを調査するとともに、市内産業の振興と市内中小企業の成長・繁栄を目指したエコノミックガーデニング推進の取り組みの中で、中小企業者のみなさんからご意見を伺い、検討していきます。

### **(5) 緑茶の愛飲・学校・家庭等日常生活からの緑茶の消費拡大**

リーフ茶の需要は全国的に伸び悩んでいます。この背景には、生活様式の変化や飲用嗜好品の多様化などがあるといわれています。市では、幼いころからお茶を身近に

感じてもらうと、生産者・茶商・農協などと協力しながら、小学校で、お茶の手揉み体験学習、お茶の入れ方教室、子どもお茶博士講座などを開催しています。また、市内外で行うイベント開催時などに、お茶の消費拡大に繋げようと藤枝茶・岡部茶のPR活動を積極的に行っています。今後もこうした事業を継続して実施していくほか、お茶の「健康」への効用の視点にたった講座の開催や原発事故による一連の風評被害の払拭に向けた事業などを関係機関と連携・協力し取り組んでいきたいと考えています。その際には、ご協力をお願いします。

## **(6) 市発注の建設工事等における市内業者の積極的な活用及び発注の平準化**

本市が建設工事費の一部を助成する借上型市営住宅や木造住宅耐震補強助成事業については、個人が建設事業者と契約するため、当該建設事業者を市内事業者に限定することはできません。個人から問い合わせなどがあった場合は、市内業者に施工依頼していただけるようお願いしていきたいと考えています。

本市が発注する市営住宅の改修工事や木造住宅の耐震診断の委託事業などで、市内事業者で対応が可能なものについては、積極的に市内事業者へ発注しているところです。今後も同様に発注していきたいと考えています。

発注の平準化については、現在も工事担当課ごと発注時期が偏らないように配慮しています。年度を跨ぐ工事発注についても、平準化を図る一つの方法として積極的に活用していますが、今後も同様に活用していきます。

指定管理者の選定については、藤枝市指定管理者選定委員会の審査と市議会の議決を経て決定しているところです。同選定委員会の審議においては、公の施設の設置目的に応じて、適切な管理運営を行うのに必要な資力・企画力などを有しているかを勘案しながら、市内企業を優先して協議しています。また、管理を受託した指定管理者に対しては、施設の保守などのメンテナンスを行う企業の選定にあたって、適切な能力を備えた市内企業に委託するよう指導していきます。

### 3. 環境・街づくり

#### (1) 防災対策の見直し

東北地方太平洋沖地震の際に発生した大津波は、勾配の緩い河川をかなりの距離さかのぼり、低地はかなり内陸まで津波被害を受けました。本市の場合、標高や大井川・瀬戸川などの勾配を考えると、津波が本市まで遡上する可能性は極めて低いと考えられます。

国の中央防災会議では、東日本大震災の教訓を基に、東海地震などの被害想定を見直すことになっています。これまで以上の被害想定が発表されましたら、津波のハザードマップを含め、速やかに万全な対策を講じていきます。

#### (2) 「公共建築物等木使い推進プラン」に伴う、エコタウンの取り組み

県産材の利用を促進については、本市でも県産材の利用拡大に向け、積極的に取り組んでいきたいと考えています。木材は湿度を適度に保つ効果や、紫外線を吸収する性質があるなど、人に優しい材料です。また、再使用・再利用・再生産が可能な環境にやさしい資源でもあります。今後の岡部宿内野本陣整備事業などにおいては、文化的視点に立った街並み作りに努めるとともに、木の良さを実感できる施設となるよう、県産材の適切利用に努めます。

エコタウン化の取り組みとしては、これまでの化石エネルギーに依存したライフスタイルを見直し、低炭素社会の構築に向け、「藤枝市地域エネルギー推進ビジョン」を現在策定中です。太陽光やバイオマスなど、地域の特性を生かしたエネルギー資源の活用を図り、CO2削減による地球温暖化の防止とエネルギーの安定供給を目指し、化石燃料に頼り過ぎない暮らし、無駄のない社会への転換を推進していきます。

#### (3) 藤枝宿上传馬商店街振興組合未来構想事業等への支援

藤枝宿上传馬商店街振興組合未来構想事業については、旧東海道地区のモデル的な

取り組みであり、活性化の拠点づくりとして他商店街への波及効果も大きいと考えられることから、大いに期待しているところです。

市としては、こうしたやる気のある商店街が国から厚い支援を受けられるよう、「地域商店街活性化法」に基づき、「商店街活性化事業計画」の年度内認定に向けて、商店街の取り組みをサポートしていきます。この事業計画に位置付けた来年度の事業に対しても、国の「中小商業活力補助金」とともに、旧東海道地区に与える波及効果を十分考慮する中で、市としても適切な支援に努めていきます。

旧東海道地区の他の商店街についても、「観光のメッカとなる蓮華寺池公園」「歴史を生かした街道文化」など、各地区の特性を踏まえ、効果的な地域商業の振興が図れるよう、その取り組みを支援していきます。

#### **(4) 禁煙地区の指定**

市では、地域の環境美化推進のため、平成 15 年に「藤枝市まちをきれいにする条例」を制定し、たばこの吸殻のポイ捨て防止などの美化啓発に取り組んでいます。同年 5 月には健康増進法が施行され、健康への悪影響が大きい受動喫煙については、タバコを吸う人の責任を追及するのではなく、喫煙場所を管理する者に責任があるとされました。

こうした取り組みにより、公共の場などでの禁煙・分煙が推進され、路上喫煙や歩行中の喫煙、吸殻のポイ捨てなどは、以前に比べ減少し、着実に成果を上げてきていると考えています。これをさらに進めて、駅周辺を吸殻のポイ捨て防止区域にしたり、禁煙地区にしたりするのも、地域の魅力を高める一つの方法であると考えます。しかし、禁煙地区の設定などは、地域のルールづくりの一つとして、地域住民自らが地域の現状やその意向を踏まえながら、将来のまちづくりを展望する中で、まずは十分に議論を重ねることが肝要であると考えます。市としては、他市町の取り組みなどについての情報を提供するなど、地域や関係者の動向に応じ、サポートしていきたいと考

えます。

## **(5) 価値ある藤枝の情報発信**

市では、マスコミを活用したり、市のホームページに掲載したりするなどして、積極的に藤枝市のさまざまな情報を市外に発信しています。そのほかにも、中山間地域の魅力を紹介した冊子「グリーン・ツーリズムガイド」や、観光協会発行の、ふじえだ旅・体験プラン「たびいく」などで、本市の自然・歴史・文化・産業などの観光情報を発信しています。

現在、市内には、博物館ボランティア・田中城跡保勝会・染飯千貫保存会・岡部観光ボランティアの会・岡部宿の会などの観光ボランティア団体が組織され、藤枝を訪れた人たちへの説明や案内を行っています。

市では、ボランティア団体同士の連携づくりを支援するとともに、新たな会員の発掘と育成、さらには観光協会と一緒に持続可能な有料観光ガイドの育成を行っていきたいと考えています。併せて、本市の自然・歴史・文化などを分かりやすく伝える説明ボランティア団体の周知を図ることによって、藤枝の情報を発信できる仕組みづくりに努めていきます。